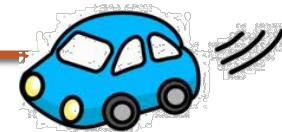


行政相談を端緒とした改善要請

希望ナンバー登録での誤記申請への対応改善を要請



総務省中部管区行政評価局
(局長:牛島授公[うしじまさずきみ])
では、当局が受け付けた行政
相談について、民間有識者で
構成する行政苦情処理委員会
(座長:西 讓一郎[にしじょういちろう]
元東海銀行副頭取)に諮り、そ
の意見を踏まえて検討した結果、
令和5年2月21日、中部運輸局
に対し、あっせんしました。

相談内容

お客の依頼により「希望ナンバー」を申請したが、依頼者の名の漢字を誤って申請した。

交付手数料を支払い予約済証が交付された時点で誤りに気づき、運輸局や国土交通省に相談したが、交付手数料を支払った後では訂正等はできず、①ナンバーは交付しない、②交付手数料も返還しないとのことであった。

希望ナンバー申込書の氏名を誤記しただけで、ナンバープレートが交付されず、手数料も返還されないことに納得できない。誤字程度の誤りであれば、訂正の上「希望ナンバー」を交付するか、交付しないのであれば手数料を返還するようにしてほしい。

希望ナンバーに係る制度

- 自動車の新規登録、変更登録及び移転登録時や所有者の申請等により、自動車登録番号のうち4桁以下のアラビア数字を希望により選ぶことができる。
- 希望ナンバーの受付、抽選等の予約業務は、自動車登録番号標交付代行業務の一部として位置付け
- 希望ナンバーには、抽選対象希望番号と一般希望番号(注)がある。
- 希望ナンバーの予約の申込みの際に明記された自動車の使用者の氏名・名称、車台番号と異なる内容の登録申請の場合、希望番号による登録不可
- 交付手数料は、予約を受け付ける際に収受する。予約のキャンセル、構造変更等により希望番号による登録が行われなかった場合であっても返還しない。



(注) 抽選対象希望番号は、特に希望が集中すると考えられる番号(全国共通:令和3年12月2日以降13通り)のほか、特定の運輸支局等において特に希望が集中している番号(同一車台番号での複数の申込みは不可))
一般希望番号は、従来の受付順による番号(一連番号)、転入抹消用番号、抽選対象希望番号を除く番号

当局の調査結果

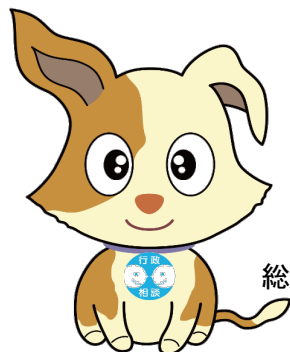
中部運輸局では、①希望ナンバーの予約の申込みの際に明記された自動車の使用者の氏名又は名称及び車台番号と異なる内容の登録申請については、希望ナンバーによる登録ができないとされていること、②同一人が一つの番号に複数の申込みを行う等の不正を防止するために、「誤字であっても訂正を認めない」としているが、東海4県の10運輸支局・自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」という。)及び4自動車登録番号標交付代行者の希望ナンバーに係る業務の実施状況を確認したところ、以下のとおりであった。

- 一般希望番号については、すべての運輸支局等において、使用者の氏名等に誤記があった場合、理由を聞き資料を確認した上で訂正し、登録を認めている。また、抽選対象希望番号についても、10運輸支局等中5運輸支局等で、使用者の氏名等に誤記があった場合、理由を聞き資料を確認した上で訂正し、登録を認めている。
- 希望ナンバーの受付や抽選等を行う希望番号予約受付システムでは、抽選対象希望番号について、同一の車台番号では同一週に複数の抽選申込みができない。
- 交付手数料を一切返還していないことは、消費者契約法に照らして疑義がある。

今回の行政相談を端緒として、希望ナンバー申込書の氏名に誤記があった場合の取扱いについて、中部運輸局管内の運輸支局等における対応状況を確認したところ、ほかにも同様の事例が想定されることから苦情処理委員会（中部管区行政評価局行政苦情処理委員会）に付議し、その意見を踏まえたあっせんを行い、広くその解決を図ることとしました。

あっせん

- ① 管内運輸支局等における、予約済証と登録申請書に記載された使用者の氏名等が異なる場合の取扱いの統一を図るため、具体的な例示等を示した方針を明示すること。
- ② 方針の作成に当たっては、予約済証と登録申請書において車台番号が一致し、氏名等の齟齬（そご）が悪意によるものではない場合には、原則として希望番号での登録を認める方向で検討すること。
- ③ 仮に登録を認めない場合は、希望ナンバープレート作成費用と納付済み交付手数料との差額（実損を超える部分）の返還の必要性について、消費者契約法に照らして検討すること。



総務省行政相談マスコット
「キクーン」

【連絡先】

総務省中部管区行政評価局 総務行政相談部

担 当：首席行政相談官 小松

行政相談官 都築（つづき）

電 話：052-972-7416

E-mail : cyb32@soumu.go.jp

(行政相談とは・・・)

総務省の行政相談は、国の行政全般について国民からの苦情や意見、要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、必要なあっせん等を行い、その解決・実現を図るとともに、行政の制度及び運営の改善に生かす仕組み

(中部管区行政評価局行政苦情処理委員会)

行政相談事案の処理等に当たり民間有識者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的として設置

中部管区行政評価局行政苦情処理委員会の構成員は次のとおり(令和5年1月1日現在)

(座長)

西 讓一郎(元東海銀行副頭取(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社社友))

(委員)

稲垣 隆司(元愛知県副知事)

栗本 幸子(元(公財)あいち男女共同参画財団理事長)

島田 佳幸((株)中日新聞社論説主幹)

諏訪 一夫(名古屋市立大学大学院経済学研究科特任教授(元名古屋市総務局長))

中村 正典(弁護士(元愛知県弁護士会会長))



【最近の付議事案】

- ・隣地で除草剤が散布され、農作物が枯れるなどの被害が発生しているので、注意喚起してほしい
(令和4年6月14日あっせん)
- ・幅広い年齢層の人々が利用する「道の駅」の受動喫煙防止対策を徹底してほしい
(令和3年3月18日あっせん)

